

なは産業支援センター (MECAL4_5)

令和7年度 入居募集要項



○募集期間・申込方法○ (令和7年12月1日更新)

(1) 募集期間：**令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）**

入居室が満室となった場合、募集を締め切る場合があります。

募集状況については、必ず下記のホームページをご確認ください。

(2) 申込方法：4ページの「4 申込方法」を参照

※書類提出の前に、事前相談及び面談が必要です、必ず事前にご連絡ください。

(3) 提出方法：5ページの「(7) 書類の提出先及び問合せ先」を参照

※応募の受付に関する事務の一部を委託しております。

那覇市 経済観光部 商工農水課 産業政策G

なは産業支援センター

TEL : 098-917-0603 / FAX : 098-917-0326

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号

E-mail : k-syou001@city.naha.lg.jp

(令和7年度) なは産業支援センター入居募集要項 (令和7年12月1日更新)

那覇市では、なは産業支援センター（MECAL4_5）の入居企業を次のとおり募集します。

同施設は、情報通信産業をはじめ、国際物流産業、ものづくり産業、エネルギー産業、観光関連産業等の振興発展、産業集積及び市場開拓に資すること、なは市民協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域活性化に資すること等を目的に平成27年4月に開設し、現在、16室中14社が活発な企業活動を展開しているインキュベート企業の支援施設です。

1 施設概要

施設名称	なは産業支援センター（建物：なは市民協働プラザ4・5階）
所在地	沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号
管理事務室	月～金 8:30～17:15（休憩時間12:00～13:00） ※土・日曜日、祝日、慰靈の日、年末年始（12月29日～1月3日）は休み
構造・規模	鉄骨造、延べ床面積：2,822.98m ² ※（4階1,487.14m ² 5階1,335.84m ² ）
用途	事務所
エレベータ	2基（地下1階～5階）Aコア、Bコア各一基
駐車場	入居企業専用駐車区画（1台6,820円/月）※割当は原則1台 同バイク用駐車区画（1台1,500円/月）※台数に制限あり 来客用の有料駐車場 約110台（メカルパーキング）
天井高	2,600mm
OAフロア	フリーアクセス、OAコンセント
入退室	非接触ICカードによる開錠
セキュリティ	夜間常駐警備、防犯カメラ
電話、インターネット環境	入居企業において独自で通信事業者と個別契約（光ファイバー通信可）
その他室内設備	館内インターホン、個別空調
その他	研修室2室（大・小）予約システム有、休憩・商談スペース（無料） 会議室1室・・・有料（使用する場合は申請が必要） 共用部分のフリーWi-Fi、給湯室

※建物の名称は、「なは市民協働プラザ」となっています。

※「インキュベート支援」とは、創業間もない企業等の支援や育成をすることです。

※施設用途は「事務所」となっており、窓口業務、作業場、倉庫や保管場所、研修場所等の他、不特定多数の人が出入りする業務等で入居室を使用することはできません。

※入退室については、カードキーによる施錠、解錠となっております。

※入居企業は、24時間365日入退館が可能です。

2 現在、募集の入居室等

405号室（インキュベート室）	床面積 47.69m ² （約14坪）	月額使用料 59,135円
504号室（インキュベート室）	床面積 72.21m ² （約22坪）	月額使用料 89,540円

※上記内容は条例、規則等の改正によって変更される場合もあります。

応募要件（募集企業）

(1) 下記①～⑨までのいずれかに該当する事業を営む事業者であること。

対象事業（企業）（なは産業支援センター規則第2条）

- ① 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「法」という。)第3条第6号の情報通信産業に属する事業
- ② 法第3条第8号の情報通信技術利用事業
- ③ 法第3条第9号の製造業等に属する事業
- ④ 法第3条第10号の産業高度化・事業革新促進事業
- ⑤ 法第3条第11号の国際物流拠点産業に属する事業
- ⑥ 観光関連産業の振興に資する事業
- ⑦ エネルギー産業の振興に資する事業
- ⑧ 工芸産業その他の地域産業の振興に資する事業
- ⑨ 前各号に掲げる事業の振興及び発展に資する事業

※①～⑤についての事業とは次のとおりです。（沖縄振興特別措置法及び同施行令）

- ①…情報通信産業 情報記録物の製造業、電気通信業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業などをいう。
- ②…情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業などをいう。
- ③…製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業などをいう。
- ④…産業高度化・事業革新促進事業 機械修理業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、非破壊検査業、電気業、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業等、産業高度化又は事業革新に寄与すると認められる事業などをいう。
- ⑤…国際物流拠点産業 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、航空機整備業等、貿易の振興に寄与すると見込まれる事業などをいう。
- ⑥～⑨…応募者の事業計画書等の内容により判断することになりますが、なは産業支援センターの設置目的（市内・県内産業の振興や地域の活性化等）に照らし、どのような事業を実施していくのか、事業計画書に詳しく記載する必要があります。

※応募申込書の業種を記載する項目には、なは産業支援センター規則第2条の号、総務省の「日本標準産業分類表」の産業分類に区分される大分類、中分類、小分類等を記載して下さい。

(2) 入居区分及び応募資格要件

インキュベート室

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の中小企業者であること。
 - ② 成長の可能性が見込まれる事業計画を有し、現に事業に着手し、又は着手することが確実に見込まれること。ただし、現に着手している場合にあっては、着手後3年以内のものに限る。
- ※入居応募申請期限は、提出日において設立年月日又は着手日等の起算日から3年以内とする。
- ※事業計画書に可能な限り詳細に記載してください。
- ③ 利用期間の満了後も本市において引き続き事業を行う意思を有すること。

※ 設立3年を超える企業及び既存企業等の支店、支社、営業所などは応募できません。

※ 事務所用途の使用に限定され、工場、倉庫、作業所及び教室等の事務所以外の利用は不可です。

遵守事項

- ① 事業の内容等が各種法令等に抵触していないこと。
- ② 施設の使用がなは産業支援センターの構造、設備及び施設用途に適合すること。
- ③ 入居に関する条件及び各種手続き等を遵守できるものであること。
- ④ なは産業支援センター管理者からの指導・助言を受け入れができる者であること。
- ⑤ 応募時点ではなは産業支援センター及び那覇市IT創造館に入居したことがない者であること。
- ⑥ なは産業支援センターと那覇市IT創造館との重複応募はできません。
- ⑦ なは産業支援センター管理者からの依頼への協力及び実施事業に積極的に参加すること。

3 入居条件

(1) 募集入居室（空室・空予定）

405号室（インキュベート室）	令和8年4月以降入居可能
504号室（インキュベート室）	令和8年4月以降入居可能

(2) 入居期間

インキュベート室 原則3年（必要と認められる場合に限り1年延長可能）

(3) 月額使用料

インキュベート室 1平方メートル当たりの単価 1,240円 × 部屋の床面積 (m²)

※上記内容は条例、規則等の改正によって変更される場合もあります。

(4) その他留意事項

- ① 法令、なは市民協働プラザ条例、なは産業支援センター規則、なは産業支援センター運営管理要綱を遵守すること。
- ② 入居後には、必要に応じ法人設立又は登記事項の変更及び国税、県税や市税に係る事業所等の設置に関する届出等について、所定の期限内に手続きを行うこと。
- ③ これまでになは産業支援センター及び那覇市IT創造館の入居審査を受け、基準点を満たさず不選定となった者は、当該審査の日から6か月間は応募できません。
- ④ 入居室電気料金は、入居者の実費負担（個別メーター設置）となります。
- ⑤ 入居企業専用駐車区画（1台 月額6,820円）※割当は原則1台。
- ⑥ 入居企業専用バイク駐車区画（1台 月額1,500円）※台数に制限があります。

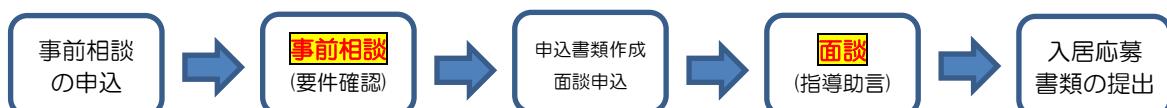
※上記⑤及び⑥の使用は、許可申請が必要で許可車両のみの利用となります。

※上記⑤及び⑥の内容は条例、規則等の改正によって変更される場合もあります。

4 申込方法

(1) 事前相談、面談及び助言・指導

入居応募書類の提出については、事前に入居応募要件確認のため、企業支援専門員による事前相談を、その後に企業支援専門員との面談が必須条件です。



- ① 面談では、仮作成した申込書、事業計画書等の助言・指導を受けることが可能です。
- ② 事前相談、面談をご希望の場合は、事前に、下記(7)書類の提出先及び問合せ先までメール又は電話でお問合せの上でお申込みください。
- ③ お越しの際は、隣接するナハメカルパーキング、なは市民協働プラザ地下駐車場をご利用ください（有料）。

(2) 申込書類

- ① フラットファイルにファイリングした、下記の(3)又は(4)の申込書類 2部(正本1部、副

本1部(副本は複写可)とPDFデータを格納したCD、DVD又はUSBメモリーを提出すること。(提出された申込書類や電子媒体は返却しません。)

②正本、副本それぞれに書類名を記載したインデックスを付すこと。(例:応募申込書)

③正副の応募書類を綴ったフラットファイル表紙には、申込者名、企業名、入居予定者名等を記入すること。

④入居応募申込書、履歴書、事業計画書等の様式については、那覇市ホームページから入居応募書類等をダウンロード可能。

(3) 法人の場合

ア なは産業支援センター入居応募申込書(代表者印(会社実印)押印)

イ 応募者代表履歴書及び入居(予定)代表者履歴書

ウ 事業計画書(代表者印(会社実印)押印)

エ 会社概要書(会社案内等)

オ 法人登記の履歴事項全部証明書(発行3ヶ月以内の原本)

カ 定款の写し(要原本証明)

キ 直近の決算書(過去3期分)

ク 直近の納税証明又は滞納のない証明(国税(その3)・都道府県税・市町村税)

※国税、都道府県税及び市町村税の各証明書は発行3ヶ月以内の原本

ケ 応募者が補完したい資料(企業説明パンフレット等)

(4) 個人(企業設立予定者)の場合

ア なは産業支援センター入居応募申込書(代表者印押印)

イ 応募者代表履歴書

ウ 事業計画書(代表者印押印)

エ 住民票(発行3ヶ月以内の原本)

オ 直近の納税証明又は滞納のない証明(国税(その3)・都道府県税・市町村税)及び企業設立予定の場合は、代表者の所得証明(各証明書は発行3ヶ月以内の原本)

カ 応募者が補完したい資料

(5) 募集期間:令和7年4月1日(火)9:00～令和8年3月31日(火)17:00

(6) 応募書類の提出方法

下記の提出先に持参。(※遠隔地の場合は郵送可ですが、事前にご連絡ください。)

受付時間は、9:00～17:00(12:00～13:00時の間除く)

※ 土、日、祝日は受付できません。

※ 提出された応募書類等は返還しません。

(7) 書類の提出先及び問合せ先

応募の受付に関する事務の一部を下記の優先問い合わせ先事業者へ委託しております。

①優先問い合わせ先(問合せ可能期間 2026年1月30日迄)

ブルームーンパートナーズ(株) (担当:宮城・稻嶺)

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号 なは産業支援センター404号室

TEL : 070-4451-7067 FAX : 098-993-7607

E-mail : mecalyongo@gmail.com

②問い合わせ先(上記①での問合せができない場合)

那覇市経済観光部 商工農水課 産業政策グループ なは産業支援センター

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号 なは産業支援センター5階 管理事務室
TEL 098-917-0603 (担当: 福地、名城)
FAX 098-917-0326
E-mail: k-syou001@city.naha.lg.jp

5 入居企業の選定

(1) 選定方法

なは産業支援センター入居審査委員会において、提出された申込書類等の書類審査及び、プレゼンテーション審査（対面又はZoom）を実施し、入居候補者を選定する。

なお、新型コロナウィルス感染防止対策の影響やその他の事由等により、書類審査のみで選定する場合もある。（審査委員会の日程等詳細については、応募後に別途通知予定）

また、応募者多数の場合は、一次審査として書類選考を実施する。

(2) 入居審査委員会

なは産業支援センター入居審査委員会の開催については、概ね四半期毎に実施するものとし申請書類の受領に応じ下記のとおり実施する。

~~第1期 令和7年3月3日(月)～令和7年6月2日(月)：【令和7年6月】終了~~

~~第2期 令和7年6月3日(火)～令和7年8月29日(金)：【令和7年9月】終了~~

~~第3期 令和7年9月1日(月)～令和7年11月28日(金)：【令和7年12月】終了~~

第4期 令和7年12月1日(月)～令和8年2月27日(金)：【令和8年3月】募集中

※専門員との事前相談・相談を経て申請頂くので、余裕を持ってお問合せ下さい。

(3) 評価項目等

インキュベート室

評価項目	評価の視点
事業遂行能力	前職等これまでの経験や実績、技術力、意気込み、ビジネスアライアンスの内容、資格保持者数、技術者数等の内容、新規事業の場合はその詳細等の記載
将来性・実現可能性	事業計画における事業内容、収支計画、先駆性、独自性等の記載
地域貢献	地域産業の振興への貢献や地域社会の課題解決への貢献等の記載
支援の必要性	市に求める支援の明確性や自社の弱い部分及び課題の把握等の記載

(4) 入居手続き及び入居の取り消し

入居候補通知書を受けた入居応募者は、当該通知日から起算して30日以内に、なは産業支援センター入居用施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

また、市長は、入居候補者が指定する期間内に使用許可申請書を提出しないとき、又は入居応募申込書の記載事項に著しい変更が生じる等、使用を許可するに不適当と認めるとときは、上記の決定を取り消すことができるものとする。

配置図

